

情報共有システム 利用規約

工事施工中における受発注者間の情報共有システム「information-bridge」の利用に関して次のとおり定めます。

第1章 総 則

第1条（利用規約の適用）

社団法人長野県建設業協会（以下「当協会」といいます。）は、この利用規約（以下「利用規約」といいます。）に定めるサービスを提供します。

2 利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 本サービス

当協会または当協会の指定した業者の管理下にあるインターネットサーバに工事施工中の受発注者間の情報共有システム「information-bridge」を設定し、インターネット上から契約者等の利用を可能にするサービス

(2) 契約者

利用規約に基づく利用契約を当協会と締結し、本サービスの提供を受ける者

(3) 利用契約

利用規約に基づき当協会と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約

(4) 利用契約等

利用契約および利用規約

(5) 契約者設備

本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア

(6) 本サービス用設備

本サービスを提供するにあたり、当協会または当協会の指定した業者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア

(7) 本サービス用設備等

本サービス用設備および本サービスを提供するために当協会または当協会の指定した業者が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

(8) 消費税等

消費税法および同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課

(9) ユーザID

契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

(10) パスワード

ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

(11) 認定利用者

当協会が関連会社（契約者と出資、人事、資金または技術等に関する継続的な関係を有する会社）または取引先（仕入先もしくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者）と認定し、利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者

(12) 契約者等

契約者および認定利用者

(13) 本サービス提供者

社団法人長野県建設業協会

(14) 登録期間

契約者の会社が登録されている期間

(15) 利用期間

当協会が電子メールにて「利用開始のお知らせ」を発信した時点（以下「工事登録完了日」とします。）から長野県発注工事の工事請負契約書に基づく工事期間（以下「契約工期」という。）の終了日までの利用期間

第3条（知的財産権等）

契約者に提供されるソフトウェアおよびその他の各種情報（以下「ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当協会または当協会にソフトウェア等の利用を許諾した第三者が所有します。

- 2 契約者は、ソフトウェア等を当協会サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

第4条（当協会からの通知、請求書代替メール）

当協会から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面または本サービス提供者のホームページに掲載するなど、当協会が適当と判断する方法により行います。

- 2 当協会は、電子メールをもって請求書に代えることができるものとします。
- 3 第1項および第2項の規定に基づき、当協会から契約者への通知を電子メールの送信または本サービス提供者のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知はそれぞれ電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第5条（利用規約の変更）

当協会は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。

- 2 当協会は、前項の変更を行う場合は、31日の予告期間をおいて効力を発生させるものとし、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。
- 3 変更後の新利用規約発効後における契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。

第6条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめ当協会の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡してはならないものとします。

第7条（合意管轄）

契約者と当協会の間で訴訟の必要が生じた場合には、金沢地方裁判所をもって合意による専

属管轄裁判所とします。

第8条（準拠法）

利用契約等の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第9条（協議等）

利用契約等に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 契約の締結等

第10条（利用契約の締結等）

利用契約は、当協会所定の手続きに従って本サービスの申込を行い、当協会がこれに対し「企業登録完了のお知らせ」を電子メールにて発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの申込を行った時点で利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

- 2 利用契約の変更は、契約者が当協会所定の手続きにしたがって利用変更申込を行い、当協会がこれに対し当協会所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
- 3 当協会は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者および契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約または利用変更契約を締結しないことができるものとします。
 - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
 - (2) 利用申込書または利用変更申込書に虚偽の記載があったとき
 - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (4) その他当協会が不適当と判断したとき

第11条（認定利用者による利用）

契約者は、当協会があらかじめ書面または所定の方法により承諾した場合、認定利用者による本サービスを利用させることができるものとします。この場合契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

第12条（変更通知）

契約者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当協会の定める方法により変更予定日の14日前までに当協会に通知するものとします。

- 2 本サービス提供者は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第13条（一時的な中断および提供停止）

本サービス提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
 - (2) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- 2 本サービス提供者は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
 - 3 本サービス提供者は、契約者が第18条（当協会からの利用契約の解約）第1項各号のいずれかに該当する場合または契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
 - 4 本サービス提供者は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等またはその他の第三者が損害を被った場合であっても一切責任を負わないものとします。

第14条（契約期間）

本サービスの契約期間は、第10条（利用契約の締結等）に定める利用契約の締結から、第17条（契約者からの利用契約の解除）または第18条（当協会からの利用契約の解約）により利用契約を解約するまでとします。

第15条（利用期間）

本サービスの利用は、契約者が所定の手続きにより利用申込を行い、工事登録完了日をもって開始するものとし、契約工期の終了日までをその利用期間とします。

- 2 当協会は、本サービスの利用期間満了の前であっても契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容および利用料金その他利用契約内容を変更することができるものとします。
- 3 本サービスの利用期間が変更になった時は、速やかに本サービス提供者に通知するものとします。

第16条（最短利用期間）

本サービスの最短利用期間は、契約者に工事登録完了日から起算して31日とします。

- 2 契約者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第17条（契約者からの利用契約の解約）に従うことに加え、本サービス提供者が定める期限までに利用料金に相当する額およびその消費税相当額を一括して当協会に支払うものとします。

第17条（契約者からの利用契約の解約）

契約者は、解約希望日の14日前までに当協会が定める方法により本サービス提供者に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合または解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が14日未満の場合、解約希望通知が当協会に到達した日より14日後を契約者の解約希望日とみなすものとします。

- 2 契約者は、前項に定める通知が当協会に到達した時点において未払いの利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

第18条（当協会からの利用契約の解約）

当協会は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知または催告を要することなく利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入があった場合
 - (2) 支払停止または支払不能となった場合
 - (3) 手形または小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったとき、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき、または信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消等の処分を受けた場合
 - (7) 利用契約等に違反し当協会がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
 - (8) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
- 2 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、当協会が定める日までにこれを支払うものとします。

第19条（本サービスの廃止）

当協会は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の31日前までに契約者に通知した場合
 - (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- 2 前項に基づき本サービスの全部または一部を廃止する場合、当協会は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。

第20条（契約終了後の処理）

当協会は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに当協会の規定に基づいて処分し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当協会の責任で消去するものとします。

第3章 サービス

第21条（本サービスの種類と内容）

当協会が契約者に提供する本サービスの種類およびその内容は、別紙Aに定めるものとします。

- 2 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
- (1) 第42条（免責）第1項各号に掲げる場合を含め、当協会に起因しない本サービスの不具合が生じる場合があること
 - (2) 当協会に起因しない本サービスの不具合については、当協会は一切その責を免れること
- 3 次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
- (1) 契約者等のソフトウェアおよびハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
 - (2) 契約者等の記録媒体（CD-R、DVD、フロッピーディスクなど）、用紙等の消耗品の供給

(3) 契約者等が登録したデータの内容確認、変更依頼等に関する対応作業

4 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを了承するものとします。

第22条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

第23条（サポート）

当協会は、別紙Aに定めるサポートサービスを利用契約に基づき契約者に対して提供するものとします。

第24条（再委託）

当協会は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当協会の判断にて第三者に再委託することができるものとします。この場合、当協会は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第39条（秘密情報の取り扱い）および第40条（個人情報の取り扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用規約等所定の当協会の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金

第25条（本サービスの利用料金、算定方法等）

本サービスの利用料金、算定方法等は、別紙Bの料金表に定めるとおりとします。

第26条（利用料金の支払義務）

契約者は、当協会に対し、利用期間について、別紙Bの料金表に定める工事登録手数料およびシステム利用料金（以下「利用料金」とします。）ならびにこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当協会は、第13条（一時的な中断および提供停止）第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2 利用期間において、第13条（一時的な中断および提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金およびこれにかかる消費税等の支払を要します。ただし、本サービスの利用について当協会の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）が24時間以上となる場合、利用不能の日数（1日未満は切り捨て）に対応する当該料金制の利用料金およびこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。

第27条（利用料金の支払方法）

契約者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税等を当協会からの請求書に従い、当協会指定の金融機関に支払うこととする。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第5章 契約者の義務等

第28条（自己責任の原則）

契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとし、また、契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

- 2 本サービスを利用して契約者等が提供または伝送する情報については、契約者の責任で提供されるものであり、当協会はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとし、
- 3 契約者は、契約者等がその故意または過失により当協会に損害を与えた場合、当協会に対して、当該損害の賠償を行うものとし、

第29条（利用責任者）

契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第10条（利用契約の締結等）の所定手続きをもって当協会へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当協会との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通して行うものとし、

- 2 契約者は、利用責任者に変更が生じた場合、当協会に対し、当協会所定の手続きにしたがって速やかに利用責任者の変更を通知するものとし、

第30条（本サービス利用のための設備設定・維持）

契約者は、自己の費用と責任において、当協会が定める条件にて契約者設備を設定し契約者設備および本サービス利用のための環境を維持するものとし、

- 2 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとし、
- 3 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当協会は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとし、
- 4 当協会は、当協会が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとし、

第31条（ユーザIDおよびパスワード）

契約者は、認定利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除きユーザIDおよびパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないと、同時に、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとし、ユーザIDおよびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身およびその他の者が損害を被った場合、当協会は一切の責任を負わないものとし、契約者のユーザIDおよびパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとし、

- 2 第三者が契約者のユーザIDおよびパスワードを用いて、本サービスを利用した場合当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとし、また、当該行為により当協会が損害を被った場合は契約者が当該損害を補償するものとし、ただし、当協会の故意または過失によりユーザIDおよびパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第32条（バックアップ）

契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当協会がかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

- 2 当協会はシステムの運用、維持のため、必要なデータのバックアップを行います。システムの障害等が発生した場合のシステムの復旧のみに利用するものとします。

第33条（禁止事項）

契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当協会もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
 - (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当協会もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれのある行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
 - (8) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (11) 第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (12) 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為または与えるおそれのある行為
 - (13) 本サービスに関するソフトウェアの修正、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等の行為
 - (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
- 2 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当協会に通知するものとします。
 - 3 当協会は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることまたは契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当協会は、契約者等の行為または契約者等が提供または伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第34条（認定利用者の遵守事項等）

第8条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当協会が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者によつてこれらの事項を遵守させるものとします。

- (1) 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用規約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者には適用できないものを除きます。

- (2) 契約者と当協会間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
 - (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
 - (4) 本サービスの提供に関して当協会が必要と認めた場合には、契約者が当協会に対して必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく認定利用者の第38条（秘密情報）で定める秘密情報を開示することができること。また、当協会は第24条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して当協会は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - (5) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当協会に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当協会に対して一切の責任追及を行わないこと。
- 2 契約者は、当協会から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

第35条（認定利用者が利用契約に違反した場合の措置）

第11条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当協会が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

- 2 認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から10日間経過した後も、当該違反を是正しない場合、当協会は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
 - (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること。
 - (2) 当協会と契約者の間の利用契約の全部もしくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること。

第6章 当協会の義務等

第36条（善管注意義務）

当協会は、本サービスの登録期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

第37条（本サービス用設備等の障害等）

当協会は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

- 2 当協会は、当協会の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理または復旧します。
- 3 当協会は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当協会が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信業者に修理または復旧を指示するものとします。
- 4 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者および当協会はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

第38条（秘密情報）

当サービスおよび利用契約等に関して、秘密情報とは、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報をいいます。

- 2 前項の定めにかかわらず、別紙Aにおいて定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。

第39条（秘密情報の取り扱い）

契約者および本サービス提供者は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた秘密情報を第三者に開示または提供しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2 前各項の定めにかかわらず、契約者および当協会は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者および当協会は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
 - 3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
 - 4 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製または編集（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者および当協会は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
 - 5 前各項の規定に関わらず、当協会が必要と認めた場合には、第24条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を提供することができること。ただし、当該秘密情報に関して当協会は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - 6 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを適切に消去するものとします。
 - 7 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第40条（個人情報の取り扱い）

契約者および当協会は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または提供

しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

- 2 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第3項および第6項の規定を準用するものとします。
- 3 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

第41条（損害賠償の制限）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスまたは利用契約等に関して、当協会が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当協会の責に帰すべき事由によりまたは当協会が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当協会に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第39条（秘密情報の取り扱い）第3項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当協会の責に帰することができない事由から生じた損害、当協会の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当協会は賠償責任を負わないものとします。

- (1) 当該事由が生じた日を含む一利用単位に発生した当該本サービスにかかわる一利用単位料金
- 2 本サービスは利用契約等に関して、当協会の責に帰すべき事由により、または当協会が利用契約等に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合について、当協会は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

第42条（免責）

本サービスまたは利用契約等に関して当協会が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当協会は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱または暴動等の不可抗力
- (2) 契約者設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 当協会が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
- (6) 当協会が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
- (7) 本サービス用設備のうち当協会の製造にかかわらないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）およびデータベースに起因して発生した損害

- (8) 本サービス用設備のうち、当協会の製造にかかわらないハードウェアに起因して発生した損害
 - (10) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (11) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
 - (12) 当協会の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (13) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当協会に過失などの帰責事由がない場合
 - (14) その他当協会の責に帰すべからざる事由
- 2 当協会は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

付 則

平成19年4月1日 制定

平成21年4月1日 改定

平成22年7月1日 改定

「information-bridge」は、株式会社アイサスの登録商標です。

1 サービス内容について	
サービス名称	工事施工中における受発注者間の情報共有システム 「i n f o r m a t i o n - b r i d g e (インフォメーションブリッジ) 」
提供方式	A S P方式 (インターネットを介してアプリケーション機能を提供)
システム機能基準	J A C I C 「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (案) 」に定める機能を基本とします。
2 サービス利用可能時間	
利用可能時間	メンテナンスの時間を除くすべての時間 (24時間365日)
定期メンテナンス	毎月1回 第1水曜日 午前8:00~午前9:00
臨時メンテナンス	ハードウェアの保守点検等によりシステムを停止することがあります。 臨時メンテナンスを実施する場合は、原則48時間前までにポータルサイトへ掲載します。 ※ システムご利用の前に必ずポータルサイトをご確認ください。
緊急メンテナンス	緊急対応のためシステムを停止することがあります。 事前通知が不可能なことがございますことをご了承ください。 緊急停止が行われた場合、事象の内容等の詳細をポータルサイトでご案内します。
3 サポートサービス	
サポート内容	① 当サービスの利用方法に関する質問への回答および助言 ② 当サービスにおける最新情報の提供 ③ 障害発生時の応対
サポートセンター (サポート窓口)	電話番号 : 076-208-3410 電子メール : nagano_info@i-sus.com
サポート受付時間	月曜から金曜 午前9:00~午後17:00 (祝祭日、年末年始を除く) ※ 常に正確かつ迅速な対応を心掛けておりますが、ご相談内容等によりお時間をいただく場合があります。 また、電子メールにより営業時間外や休業日にいただきましたお問い合わせにつきましては、原則翌営業日のご返信となりますことをあらかじめご了承ください。
定休日	土曜、日曜、祝祭日、年末年始
4 契約者設備に関する仕様	
契約者は、当システムを利用するにあたり次の仕様を満たす設備の設定・維持を行ってください。	
動作環境	オペレーティングシステム : Windows XP 以上を推奨 インターネットブラウザ : I E (Internet Explorer) 6.0 以上を推奨
電気通信回線	インターネット接続 ADSL 以上を推奨
5 セキュリティ	
対応措置	当サービス提供用設備等に関し、以下の措置を講じています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ S S L (Secure Socket Layer) による通信の暗号化 ・ ファイアウォールの設置 ・ ウイルスチェックの実施 ・ データセンターのセキュリティ確保

6 データ管理

契約者は、本サービスのご利用にあたって、データの毀損等に備えるため、登録データの複製作成、その他の保全措置を講じてください。

システムの運営、維持のため実施するバックアップは以下のとおりです。

バックアップ対象 と保存期間	<p><u>第1段階：分散データガーディング</u></p> <p>RAID-5（※）によりディスク障害時に記録データを修復するために「パリティ」と呼ばれる冗長コードを全ディスクに分散して保存しています。障害が発生した場合、システムを停止することなくディスクの入れ替え作業を行います（ホットスワップ）。</p> <p>※ RAIDは、複数のハードディスクを組み合わせたディスクシステムによりディスクへのアクセス速度の高速化を図ったり、データの安全性の確保をするための一連の技術です。RAID-5は、3台以上のハードディスクを使い、データとともにエラー訂正のためのパリティを分散して記録します。ハードディスクが1台壊れても、交換して、動作しているドライブのパリティからデータを復元できる仕組みになっています。</p> <p><u>第2段階：フルバックアップ</u></p> <p>毎週月曜日に同一ハードディスクおよび別のハードディスクにフルバックアップを行います。バックアップデータは2世代分を管理しています。稼働中のディスクシステムに障害が発生し、継続使用不能と判断された場合は、ハードディスクバックアップのデータをリストアします。</p> <p>※ 上記の方式により、データのバックアップを行っています。ハードウェアの障害が複数個所で同時に起きるなど、予測し得ない多重的な機器障害が発生した場合、システムにご登録いただいたデータの一部を復元できない可能性があります。不可抗力な機器障害による登録データの喪失につきましては、責任を負うことができません。あらかじめご了承ください。</p>
-------------------	---

7 秘密保持

第39条（秘密情報の取扱い）第2項の定めに基づき、以下の情報を秘密情報として取扱うものとします。

秘密情報	① 企業情報（会社名、代表者名、所在地、連絡先等）にかかる情報 ② 工事登録情報等の工事施工にかかる情報
------	---

1 工事登録手数料	
登録手数料	登録工事案件1件につき、10,000円(消費税相当額を除く。)とします。
2 システム利用料金	
(1) 利用料金単価	登録工事案件1案件につき、月額12,000円(消費税相当額を除く。)とします。
(2) 算定基準	工事請負金額に基づく工事期間(以下「契約工期」という。)を基準とし、利用料金を算定します。 なお、算定にあたっては、31日を1ヵ月とします。
(3) 算定方法	工事登録完了日から契約工期の終了日までの利用期間を日数に換算し、31日で除算したもの(端数切上げ)を利用料金単価に乗じて利用料金を算定します。
(4) サービス期間	契約工期終了後2ヵ月間は、文書の修正や追加登録ができるようにフォロー期間を設けています。
(5) 追加利用料金	以下の場合には、追加の利用料金が発生します。
契約工期の延長	当初契約工期が変更となり工期が延長となった場合には、追加利用料金が発生します。 追加利用料金は、登録工事案件1案件につき、月額12,000円(消費税相当額を除く。)とし、当初契約工期と変更後の契約工期において算定した利用料金の差額を追加でお支払いいただきます。
契約工期終了後の継続利用	契約工期終了後、2ヵ月のサービス期間を超えてシステムを継続利用する場合の追加利用料金は、継続期間に対して、登録工事案件1件につき、月額12,000円(消費税相当額を除く。)とします。
(6) 利用料金の返金	以下の場合には、利用料金を返金します。
契約工期の短縮	当初契約工期が変更となり工期が短縮となった場合には、情報共有システム管理事務局へご連絡ください。契約工期変更の手続きにより、利用料金の差額を返金します。 返金する利用料金は、当初契約工期と変更後の契約工期において算定した利用料金の差額とします。(工期が短縮された場合においても、利用料金に差額が発生しない場合には返金は発生しません。)
契約工事案件の中止・中断	契約工事案件の中止・中断の場合の対応についても契約工期の短縮の場合と同様とします。
3 お支払い	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録手数料および利用料金は、前払いとなります。 ○ 利用申込書受領後、情報共有システム管理事務局より請求書を送付します。請求書の内容をご確認の上、指定金融機関へ登録手数料および利用料金をお振込みください。なお、振込手数料はお客様にてご負担願います。 ○ 追加料金のお支払いについては、契約工期変更もしくは継続利用の手続き後、情報共有システム管理事務局より追加利用料金の請求書を送付します。請求書の内容をご確認の上、請求書を受領した日から14日以内に指定金融機関へのお振込みをお願いします。追加利用料金のお支払いが確認できない場合、システムのご利用を停止することがありますので、ご注意ください。なお、振込手数料はお客様にてご負担願います。 	

4 注意事項

- 発注機関より、契約工期途中で情報共有システムの利用について指示があった場合には、システム利用期間が2（2）記載の算定基準と異なってくるため、情報共有システム管理事務局までご連絡ください。
- 2（4）記載のサービス期間が経過した時点で、登録されたデータは自動消去されます。サービス期間を超えてシステムを利用する場合は、情報共有システム管理事務局まで必ずご連絡ください。